

主要事業の概要

1 地域森林計画編成事業

【森林計画グループ】

(1) 目的

民有林における森林に関する施策の基本的な方向及び地域的な特性に応じた森林整備の目標や方法を明らかにし、市町村及び森林所有者等に森林施策実施上の指針及び規範を示すため、森林法に基づき、5年ごとに10カ年計画を策定する。

(2) 事業内容

ア 地域森林計画策定

阿武隈川森林計画区（県北・県南地区）の森林区域等の現況を把握する編成調査を行い、平成15年度に実施した県中地区の調査結果と合わせて阿武隈川森林計画区の計画策定を行う。

平成17年度に編成調査を実施するにあたり、調査の精度及び能率向上を図るための基礎資料として、南会津地区の空中写真撮影や県南地区ほかの国土調査法に基づく地籍図を利用した森林地番図作成等を行う。

イ 森林資源モニタリング調査

持続可能な森林経営の推進に資する観点から、森林の状態とその変化の動向を全国を統一した手法に基づき把握・評価することにより、地域森林計画における森林の整備に係る基本的な事項等を定めるのに必要な客観的資料を得ることを目的として行う。

ウ 森林審議会

地域森林計画等について、学識経験者等からの意見を聴取する。

2 うつくしま「森林との共生」創造事業

【森林計画グループ】

(1) 目的

「森林との共生」の理念を実現し、県民一人一人が森林づくりに参画する新たな枠組みを構築するため、グローバルな視点で検討する有識者懇話会によるフォーラム、広汎な意見を聴くための県民懇談会、県民一人一人が森林との絆を考えるための写真コンクールを実施する。

(2) 事業内容

ア 福島の森林の未来を考えるフォーラム

環境の世紀といわれる新しい時代にふさわしい森林の姿について検討する有識者懇話会の成果を県民と共有するため、懇話会メンバー等によるフォーラムを開催する。

イ 森林との共生を考える県民懇談会

県民一人一人が森林づくりに参画する新たな枠組みを構築するため、公募委員を含めた懇談会を開催し、幅広く県民の意見を聴く。

ウ 森林と人との生活写真コンクール

「森林と人との生活」をテーマとした写真コンクールを実施し、県民の視点を森林に向け、森林と人との関係について考え、「森林との共生」について理解を深める契機とする。

3 森林整備地域活動支援交付金事業

【森林計画グループ】

(1) 目的

近年、林業生産活動の停滞や森林所有者の高齢化等により、下刈りや除間伐等の森林施策が十分に行われないなど、森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすことが懸念されている。このため、森林所有者等が行う森林施策の実施に欠くことのできない現況調査等の地域活動を支援し、森林の有する多面的機能の発揮を図る。

(2) 事業内容

ア 森林整備地域活動支援交付金事業

一定の条件を満たした育成林において、森林施策の実施に不可欠な地域活動（現況調査、施業区域の明確化作

業、歩道整備等）を森林所有者等が実施する場合に交付金を交付する。

イ 県推進事業

交付金制度説明会、交付金申請書の審査及び市町村の指導を行う。

ウ 市町村推進事業

森林所有者に対する制度説明・指導、県に対する交付金申請事務、対象行為の実施状況確認等を行う。

(3) 事業実施期間 平成14～18年度

4 林業後継者育成対策事業

【担い手緑化グループ】

(1) 目的

林業後継者の養成確保を図るため、森林・林業に関する知識と技術の普及指導、林業活動の支援、就業の促進を進めるとともに、青少年をはじめ一般市民に対して森林・林業に関する学習の機会や情報の提供を推進する。

(2) 事業内容

ア 林業教室

林業後継者、新規林業就労者等に対し、林業経営に必要な技術、知識、経営方法を習得させるため、基礎・実践講座、森林林業セミナーを実施する。

イ 就業促進事業

林業への就業促進を図るため、新規高卒予定者等を対象に、意向調査、林業・林産業の現地見学、地域林業研究グループ等との交流研修を行う。

ウ 林業技術等向上支援対策

林業研究グループ等の活動発表会や林業グループ交換会等への派遣を行う。

エ 意欲的林業者グループ等活動支援

意欲的に林業経営を推進しようとする各種活動を実施している林業者グループ等への活動支援を行う。

オ 森林林業教育実施

森林・林業教育実施モデル地域を設定し、学びの森を整備するとともに体験学習を実施する。

カ 林業推奨行事負担金

林業の現状と森林・林業の重要性、木の良さ等を広く県民にPRし、緑豊かな住み良い県土の創造や林業・木材産業の振興に資するため林業祭を実施する。

(3) 事業実施期間 平成13～17年度

5 林業就業促進対策事業

【担い手緑化グループ】

(1) 目的

森林・林業の担い手である林業労働者は、近年の経済発展や社会生活の変化に伴い、若年層を中心とした都市への流出、高齢化が進み、著しく減少してきており、森林の整備に支障が生じることが懸念されることから、その確保対策を実施する。

(2) 事業内容

林業労働力確保支援センター事業

相談・指導、各種研修会等により、林業事業者の事業の合理化及び雇用管理の改善、並びに林業に従事しようとする人を支援し、林業労働力の確保を図る。（林業労働力確保支援センターに対する補助事業）

(3) 事業実施期間 平成8～18年度

6 林業労働安全衛生対策事業

【担い手緑化グループ】

(1) 目的

林業における労働災害の発生件数は減っているものの、発生頻度は他事業に比べ高い状況にあることから、安全で快適な職場づくりを推進するとともに、巡回指導活動、安全管理指導専門家の養成や特殊健康診断等を展開し、

労働安全衛生の確保を図る。

(2) 事業内容

ア 林業労働安全衛生指導体制強化事業

(ア) 先山ゼロ災推進巡回指導活動

林業労働災害を防止するため地域ごとに安全衛生指導員を選任し、先山（作業現場）での安全な作業動作や機械の安全な操作方法について指導を行う。

（林業労働安全衛生協会福島県支部に対する補助事業）

(イ) 安全管理指導専門家養成事業

林業事業体責任者及び安全管理担当者等を対象として、具体的な安全管理と安全意識向上教育の手法を実践的に指導する専門家を養成する。

イ 林業事業体等安全衛生推進体制強化事業

(ア) 一人親方等特殊健康診断事業

一人親方等の振動障害を早期に発見し、治療・予防の徹底を図るために特殊健康診断を実施する。

（林業労働安全衛生協会福島県支部に対する補助事業）

(3) 事業実施期間 平成8～18年度

7 森林整備担い手対策基金

【担い手緑化グループ】

(1) 目的

森林・林業の担い手の安定的な育成、確保を図り、林業生産活動の活性化や森林の適正な整備の推進による森林の公益的機能の発揮を図るために基金を積み立てる。

(2) 事業内容

① 運用益の積み立て

債券、大口定期等による運用益を積み立てる。

(3) 事業実施期間 平成6～32年度

8 森林整備担い手対策基金事業

【担い手緑化グループ】

(1) 目的

森林・林業の担い手の安定的な育成、確保を図り、林業生産活動の活性化や森林の適正な整備の推進による森林の公益的機能の発揮を図る。

(2) 事業内容

基金運用益を活用し、次の事業を実施する。

ア 若年労働者等定着促進事業

若年労働者（45歳未満）の新規参入に際し、現業職員化・月給制等を取り入れる事業体に対し、その賃金の一部を助成する。

イ 新規就業者フォローアップ事業

新規就業者を対象に組織化を図り、意識調査、意見交換会、セミナー及び技術研修会等を行うため、林業労働力確保支援センターに助成を行う。

ウ 社会保障充実強化事業

就労の長期化・安定化等を図るため、退職金共済及び雇用保険掛け金の一部を助成する。

エ 流域林業活性化センター活動強化事業

流域林業活性化センターの活動を充実するため、事業費の一部を助成する。

オ 特殊健康診断事業

林業労働者に対し、特殊健康診断を実施し、振動障害の早期発見、治療予防の徹底を図る。（事業主体は、林業労働安全衛生協会福島県支部）

カ 林業労働力確保支援センター活動助成事業

林業労働力確保支援センターの運営費及び管理費の一部を助成する。

キ 基幹林業労働者研修支援事業

林業労働力確保支援センターが行う「基幹林業労働者研修」を受講させる事業体に対し、経費の一部を助成する。

ク 林業・男女共同参画社会推進事業

林業における女性就労者の確保を図るため、女性就労者の雇用実態や就労環境の問題を把握し、分析・検討するとともに関係者による意見交換会等を開催する。（事業主体は流域林業活性化センター）

(3) 事業実施期間 平成6～32年度

9 緑の雇用担い手育成対策事業

【担い手緑化グループ】

(1) 目的

地球温暖化防止に資する森林整備を推進するため、緊急雇用対策で森林作業に従事した者等を対象とし、基幹的な林業就業者の育成と地域への定着を目的として、高度な知識・技能を有する担い手の確保に向けた、実地研修等を実施する。

(2) 事業内容

ア 緑の環境保全隊育成支援事業

本格的に森林作業を担うことのできる能力を付けるため、現地研修及び専門研修を実施する事業体に対してその要する経費を助成する。

イ 緑の雇用担い手育成指導監督業務費

事業へ参加する事業体が現地研修等を実施する際の、指導監督業務に係る経費を県林業労働力確保支援センターに委託する。

(3) 事業実施期間 平成16～18年度

10 林業普及指導事業

【担い手緑化グループ】

(1) 目的

普及指導職員が森林所有者をはじめ、広く一般市民に対し、森林の持っている公益的諸機能や林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行い、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進し、もって林業の振興を図るとともに、森林の有する諸機能の高度発揮に資する。

(2) 事業内容

ア 地区運営事業

普及指導活動の円滑化を図るため、普及指導区を単位として普及指導職員が行う経常的な活動に必要な資機材の整備、展示林の設置等を行う。

普及指導事業の計画・評価機能を高め、地域の重点課題に対する計画的取り組み、適切な実行モニタリング及び評価の推進を図るため検討会を開催する。

イ 巡回指導

普及指導職員が計画的に管内を巡回し、適切かつ効果的な普及指導活動を行う。

ウ 林業技術研修

普及指導職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに、国が実施する研修等に職員を派遣する。

エ 林業技術現地適応化促進事業

林業技術の改善とその普及を促進するため、森林・林業に関する試験研究成果の現地適応化を図る。

オ 林業普及情報システム化

普及指導職員が計画的に情報提供などの活動を実施するため、情報システム整備及び特定情報調査を行う。

カ 林業改良指導員資格試験

福島県林業改良指導員資格試験条例に基づき実施する。

キ 普及活動高度化特別対策事業
高度化・多様化する普及活動への要請に応えるため、普及指導協力員の積極的な活用による効率的な普及活動の推進を図る。

11 林業金融振興事業 **【担い手緑化グループ】**

- (1) 目的
林業者に金融的な支援を行うための普及業務及び各種調査委託事業を行い、地域林業を発展させる。
- (2) 事業内容
ア 林業経営改善推進事業
研修会等の開催、パンフレットの作成等により制度金融の普及啓発を図るとともに、林業者等に対する経営指導を行う。
イ 農林漁業信用基金委託調査
保証林業者の資金需要調査及び実態調査と検討協議会の開催
ウ 公有林関係資金調査
公有林関係資金貸付に係る調査の実施
- (3) 事業実施期間 昭和51～平成20年度

12 林業振興資金 **【担い手緑化グループ】**

- (1) 目的
森林組合及び同連合会に対して金融的な支援を行うことにより、事業推進の円滑化、組織・経営基盤の強化、経営の安定化を図り、地域林業を発展させる。
- (2) 事業内容
森林組合に対し、造林種苗の購入、森林造成（造林、保育）事業等に要する資金及び県森林組合連合会が行う運転資金を低利で融資する。
- (3) 事業実施期間 昭和51～平成20年度

13 林産物等生産加工振興資金 **【担い手緑化グループ】**

- (1) 目的
森林組合及び森林組員に対し金融的な支援を行うことにより、林産物等の生産加工の増進等を図り、地域林業を発展させる。
- (2) 事業内容
森林組合及び組員の行う林産物の生産・加工事業の振興を図るため、低利の事業資金を融通する。
- (3) 事業実施期間 昭和51～平成20年度

14 中山間地域活性化資金利子補給 **【担い手緑化グループ】**

- (1) 目的
系統等民間金融機関が林業者に貸し付ける中山間活性化資金について、融資機関に対し利子補給を行うことにより、中山間地域の農林漁業の総合的な振興を図り、地域を発展させる。
- (2) 事業内容
中山間地域活性化資金のうち系統等民間金融機関について、利子補給承認のための債務負担行為を行うとともに利子補給補助を行う。
- (3) 事業実施期間 昭和51～平成20年度

15 木材産業等高度化推進資金 **【担い手緑化グループ】**

- (1) 目的
木材の生産及び流通の合理化を促進し、木材供給の円滑化を図るために必要な資金を低利で融資する。
- (2) 事業内容
農林漁業信用基金からの借入金及び同額の県資金を約定金融機関（農林中金・東邦銀行・福島銀行）に預託し、3倍ないし4倍の協調融資を行う。
- (3) 事業実施期間 平成5～20年度

16 林業・木材産業改善資金貸付金特別会計繰出金 **【担い手緑化グループ】**

- (1) 目的
林業・木材産業改善資金貸付金の原資造成のための貸付原資並びに事務委託経費を林業・木材産業改善資金貸付金特別会計に繰り出す。
- (2) 事業内容
ア 貸付勘定繰出金
林業・木材産業改善資金の原資造成のための貸付原資を特別会計の貸付勘定に繰り出す。
イ 業務勘定繰出金
林業・木材産業改善資金貸付額及び償還額に基づき計算される事務委託経費（民間金融機関への普及推進費を含む）を業務勘定に繰り出す。
- (3) 事業実施期間 昭和51～平成20年度

17 林業・木材産業改善資金 **【担い手緑化グループ】**

- (1) 目的
効率的かつ安定的な林業経営及び木材産業経営の育成を目的に、①林業分野は、生産性の向上と森林の多面的機能の発揮に配慮した林業生産に取り組む者、②木材産業分野は、間伐など加工対象木材の生産方式にかかわらず、需要者のニーズに応えた林産物の供給や新しい分野への進出、環境に配慮した木材生産のための新技術の導入等に取り組む者に重点化して、無利子で資金を貸し付けるものとし、貸付対象者を林業従事者、木材事業者等とするものである。
- (2) 事業内容
① 貸付勘定
林業・木材産業改善資金
林業・木材産業の経営の改善又は林業労働災害の防止を目的として新たな林業部門の経営若しくは木材産業事業部門の経営の開始、又は林産物の新たな生産若しくは販売の方式を導入するのに必要な資金
② 業務勘定
林業・木材産業改善資金貸付金事務委託
林業・木材産業改善資金貸付事業の円滑な運営を図るため、債権の保全に関する事務及び債権の取り立てに関する事務等を委託する。
委託先：県森林組合連合会、森林組合、県木材協同組合連合会等
- (3) 事業実施期間 平成5～20年度

18 森林組合対策事業 **【担い手緑化グループ】**

- (1) 目的
森林組合の経営・財務基盤の強化、執行体制の強化、組合事業の拡充等を図って、地域林業の中核的担い手として育成する。

(2) 事業内容

ア 広域組合等育成支援事業

職員等資質向上のための経営研修への参加の支援、市民等との意見交換会、組合の事務効率化のためのネットワーク整備に係るシステム構築のための討論会開催を行う。

イ 系統体制支援事業

組合の合理化、事業運営の効率化及び機能の集約化を図るための会議開催等を実施

ウ 森林経営指導事業

森林組合の新任役員研修を実施し、組合の健全な育成を図るとともに、組合に係る統計資料「森林組合の現状」を作成する。

エ 森林組合監査士監査事業

森林組合法第102条及び組合監事監査の指導事業として、県森林組合連合会の監査士による監査業務の実施する。

(3) 事業実施期間 平成14～18年度

19 入会資源活用総合対策事業

【担い手緑化グループ】

(1) 目的

入会林野等に係る複雑な権利関係の近代化を図ることにより、農林業上の利用を促進し、農林業経営の健全な発展に役立てる。

(2) 事業内容

① 入会資源活用促進対策事業

入会林野等コンサルタント（登記・法律・経営1名計3名）を設置するとともに、入会資源活用促進対策協議会を開催し、対策の推進を図る。

② 入会資源調査測量事業

市町村の行う入会林野の調査測量に対して補助を行う。

(3) 事業実施期間 平成14～18年度

20 森林とのふれあい施設管理事業

【担い手緑化グループ】

(1) 目的

県条例により設置が定められている「福島県総合緑化センター」、「ふくしま県民の森」、「福島県昭和の森」の管理運営を行う。

(2) 事業内容

ア 緑化センター施設管理事業

福島県総合緑化センターは、県土の緑化及び県民の緑化意識の高揚を図るため、昭和56年から県民の利用に供しており、施設の管理運営を行う。

イ ふくしま県民の森管理事業

県民が森林とのふれあいを通じて自然の大切さを学ぶ場及び保健休養の場を提供することにより、自然との共生に関する理解の向上を図ることを目的として整備された「ふくしま県民の森」を管理運営する。

ウ 昭和の森施設管理事業

「昭和の森」は、昭和天皇の御在位50周年を記念して、昭和天皇にゆかりの深い全国植樹祭地（耶麻郡猪苗代町天鏡台）を、県民が緑に親しめるレクリエーションの場として整備し、昭和56年度から県民の利用に供しており、施設の管理を行う。

(3) 事業実施期間 平成16～18年度

21 総合緑化対策事業

【担い手緑化グループ】

(1) 目的

緑地の保全や緑化活動を促進するため、緑化に関する普及活動等を推進する。

(2) 事業内容

ア 緑化苗木養成管理委託事業

県内の緑化啓発等に使用する緑化苗木の養成を行う。

イ 緑化推進賛助会費負担金

(財)日本緑化センター、(財)日本さくらの会の賛助会費

ウ 「緑の輪」推進事業

次代を担う子どもたちの森林・林業への意識の高揚を図るとともに、身近な環境緑化活動を推進するために県内各地で設置されている緑の少年団の育成、強化に要する経費を助成する。

(事業主体) 社団法人福島県緑化推進委員会

エ 国際林業技術協力事業

将来の林業、緑化の基礎となる品種の改良に役立てるため、平成12年度に中国湖北省と交換した中国産樹種の育種を行う。

オ 緑の文化財保全対策事業

先人が、地域の巨木・名木として大切に受け継いできた「緑の文化財」のうち、枯死のおそれや災害による被害を受けたものに対し、外科的治療及び環境整備の対策を講じる。

(事業主体) 市町村

カ 緑の文化財樹勢診断事業

鎮守の森に代表される緑の文化財を未来に引き継ぐため、緑の文化財の樹勢診断を行い保全に努める。

キ 緑化木生産需給動向調査事業

緑化木の生産流通動向、需給構造及び需給動向に関する調査分析並びに情報の提供を行う。

ク グリーン・アドバイザー・センター開設事業

県民の緑化相談に対する指導助言を行うため、グリーン・アドバイザー・センターを開設する。

(3) 事業実施期間 平成10～18年度

22 うつくしま21森林づくり推進事業

【担い手緑化グループ】

(1) 目的

森・川・海から恩恵を受ける県民全てが参加できる森林づくり運動を推進する。

(2) 事業内容

ア うつくしま21森林づくり県民運動推進事業

県民参加による森林づくり運動を推進するため、民間主体の推進組織「うつくしま21森林づくりネットワーク」の活動に要する経費を助成する。

(事業主体) うつくしま21森林づくりネットワーク

イ うつくしま21森林づくり地方活動促進事業

県内各地域における森林づくり運動の展開を図るため、7つの生活圏に設置された森林づくり地方推進組織が行う森林ボランティアや森林づくりPR活動等に要する経費を助成する。

(事業主体) 森林づくり地方推進組織

ウ 森林づくり労働体験推進事業

高校生を対象に木工作业や林業の労働体験を通し、地球温暖化防止や森林づくり等に関する意識と知識を身につけた人材の育成を図る。

エ 森林づくりグリーンフォレスト養成事業

森林整備ボランティア活動の指導者を養成し、ボランティア活動に対する森林・林業への県民意識・理解の促進を図る。

(3) 事業実施期間 平成13～17年度

23 森林総合利用対策事業

【担い手緑化グループ】

(1) 目的

森林環境教育、森林づくりへの県民参加など、全ての世代において森林と人との共生による森林の総合的な利用を推進するため、森林の整備や指導者の育成、森林の利用を目的とした条例施設の整備等を行う。

(2) 事業内容

ア 教育のもり整備事業

森林環境教育の推進の場、市民参加や後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設の整備を実施する。

イ 森林環境教育活動の条件整備促進事業

森林・林業体験学習の受入体制を整備するため、地元指導者育成セミナーの開催やPR資料の作成を行う。

ウ 森林ボランティア県民活動推進事業

県民参加による森林整備活動を推進するため、活動に要する経費を助成する。

(事業主体) 市町村等

エ 学校林整備活用推進事業

学校林を体験活動の場として適した状態にするための歩道等の環境整備を行い、青少年の森林体験活動の機会充実を図るため、整備計画や活動マニュアルの策定を行う。

オ もりの案内人養成事業

森林の重要性を広く県民に伝える指導者(もりの案内人)を養成するとともに、もりの案内人認定者を対象に、指導者としての企画力や指導技術等の実践面での資質向上を図るため講習会などを開催する。

カ 緑化センター施設整備事業

福島県総合緑化センター施設の機能を維持するため、老朽化に対応した修繕・補修を行う。

キ ふくしま県民の森施設整備事業

ふくしま県民の森の施設整備に必要な修繕・調査等を実施する。

ク ふくしま県民の森利用料金減免補助事業

財団法人ふくしまフォレスト・エコ・ライフ財団が、「ふくしま県民の森利用料金免除基準」に基づき行っている障害者等の利用料金の減免額について補助を行う。

ケ 昭和の森施設整備事業

福島県昭和の森の施設整備を行う。

(3) 事業実施期間 平成16～18年度

24 林業研究センター管理事業

【担い手緑化グループ】

(1) 目的

林業研究センターや付属施設等の効率的な管理を行う。

(2) 事業内容

林業研究センターやきのこ実証検定棟など付属施設の管理運営、木材試験研究施設を、開放型オープンラボとして活用を図り、効率的な試験研究施設の運営を図る。

25 林業試験研究情報調査

【担い手緑化グループ】

(1) 目的

地域の課題を解決するため、早急に普及対象者に普及しなければならない課題について、試験研究機関と連携し調査研究を行う。

(2) 事業内容

「バイオマス利用技術の開発」、「野生きのこ栽培の体系化」、「ホンシメジ人工栽培の実用化試験」について調査研究を行う。

(3) 事業実施期間 平成15～20年度

26 酸性雨等森林衰退モニタリング事業

【担い手緑化グループ】

(1) 目的

森林に対する酸性雨の影響の実態把握を行う。

(2) 事業内容

酸性雨による森林の被害・衰退状況について系統的な調査を行い、酸性雨影響の実態把握を行う。

(3) 事業実施期間 平成12～16年度

27 花粉生産量予測システム普及事業

【担い手緑化グループ】

(1) 目的

スギ花粉の生産量予測技術の確立のための調査を行う。

(2) 事業内容

スギ花粉の生産量を予測するための技術の確立を図るため、スギ人工林を対象に実態調査等を行う。

(3) 事業実施期間 平成13～17年度

28 森林施策の温室効果ガス吸収影響評価事業

【担い手緑化グループ】

(1) 目的

炭素及び温暖化ガスの調査体系、算定方法、計測、評価手法の開発のための調査を行う。

(2) 事業内容

森林土壌から発生するガスを定期的に採集・分析する。

(3) 事業実施期間 平成14～16年度

29 一般造林事業

【森林整備グループ】

(1) 目的

森林は、木材等の林産物を供給するとともに、県土の保全、水源のかん養、保健休養の場の提供、自然環境の保全・形成等多様な公益的機能を有しており、これらの機能の総合的な発揮を通じて県民生活と深く結びついている。特に、近年、水資源の確保や県民の安全で快適な暮らしを確保する観点から、これらの森林の公益的な機能の発揮が重視されている。

このため、森林の有する各種機能の高度発揮や山村経済の振興等を図るためには、重視すべき森林の機能区分に応じた森林整備が必要であり、一般造林事業により一連の森林施策を適切に行い健全な森林を造成する。

(2) 事業内容

ア 水土保全林整備事業

① 公的森林整備推進事業

市町村森林整備計画に基づく「水土保全林」において、森林所有者等による整備が進みがたい森林を森林整備法人、市町村等が分取方式や施策・経営の受託を行うことにより森林整備を実施する。

② 流域公益保全林整備事業

市町村森林整備計画に基づく「水土保全林」において、特に水土保全機能の高度発揮を図るため、林道整備を含めた総合的な森林整備を実施する。

イ 共生林整備事業

① 森林空間総合整備事業

市町村森林整備計画に基づく「森林と人との共生林」において、不特定多数の者を対象とする森林環境教育、健康づくり等の森林利用に対応した多様な森林整備を行う。

② 絆の森整備事業

市町村森林整備計画に基づく「森林と人との共生林」において、市町村、森林ボランティア活動等の市民の

参加による森林整備を実施する。

ウ 資源循環林整備事業

流域循環資源林整備事業

市町村森林整備計画に基づく「資源循環林」において、特に森林資源の循環利用の促進を図るため、林道整備を含めた総合的な森林整備を実施する。

エ 機能回復整備事業

① 保全松林緊急保護整備事業

保全する松林の健全化と公益的機能の高度発揮を目的とした森林整備及び保全する松林の周辺松林における樹種転換を目的とした森林整備を実施する。

② 被害地等森林整備事業

気象害等の森林被害地において、復旧造林を主な目的に森林整備を実施する。

オ 森林居住環境整備事業

フォレスト・コミュニティ総合整備事業

山村地域の活性化や居住地の良好な生活環境を確保するため、山村地域の森林整備を含めた総合的な基盤整備と都市周辺部森林の多面的機能の高度発揮を図る森林整備を実施する。

(3) 事業主体 市町村、森林整備法人、森林組合、森林所有者、森林施業計画作成者等

(4) 補助率 4/10、5/10または7/10

(5) 補助金 1,294,300千円

30 県営林事業

【森林整備グループ】

(1) 目的

県土の保全、水資源のかん養、森林資源の充実を図るとともに、林業活動の活性化と地域林業の振興に寄与し、併せて県有財産の造成を図る。また、森林・林業教育の実践の場として積極的に活用する。

| | | |
|-------|---------|----------|
| 県有林 | 10箇所 | 301ha |
| 県行造林 | 887 " | 7,807 " |
| 県行部分林 | 26 " | 483 " |
| 水源林 | 187 " | 1,909 " |
| 計 | 1,110 " | 10,500 " |

(2) 事業内容

ア 保育管理事業の実施

県営林の経営上必要とする事業を実施する。

- ・ 下刈
- ・ 除伐
- ・ 枝打
- ・ 薬剤つる枯殺
- ・ 境界等刈払
- ・ 保育間伐
- ・ 間伐調査
- ・ 県有林管理
- ・ 病虫害獣駆除

イ 森林保全巡視員の設置

森林保全巡視員を委嘱し、適正な県営林の保護管理のための巡視を実施する。

ウ 森林国営保険への加入

現有財産を保全することを目的に、森林国営保険へ加入する。

エ 林産物売払の実施

県営林の主伐、間伐を実施する。

31 林業公社事業

【森林整備グループ】

(1) 目的

福島県林業公社が森林整備法人として行っている、土地所有者との分取契約（公社60%、土地所有者40%）に基づく分取林事業、その他森林・林業に関する事業が円滑に実施されるよう支援を行う。

(2) 事業内容

ア 福島県林業公社事業資金

福島県林業公社が行う事業に要する資金のうち、造林補助金、農林漁業金融公庫借入金等の額を除いた額に相当する資金について貸し付けを行う。

| | | | | | |
|------|-----|------|-----|----|-----|
| 据置期間 | 45年 | 償還期間 | 15年 | 利率 | 無利子 |
|------|-----|------|-----|----|-----|

林業公社事業計画

| | | | | | | | |
|----|-------|----|-------|----|-------|-----|---------|
| 下刈 | 823ha | 除伐 | 276ha | 間伐 | 850ha | その他 | 1,230ha |
|----|-------|----|-------|----|-------|-----|---------|

作業路開設等 5,600m

イ 福島県林業公社事業資金融資損失補償

福島県林業公社が農林漁業金融公庫から融資を受ける分取林資金について損失補償を行う。

① 対象資金

| | | |
|-----------|------|----------------------|
| 林業基盤整備基金 | 据置期間 | 35年 |
| | 償還期間 | 50年（据置期間含む） |
| | 利率 | 1.7～1.85%（平成15年9月現在） |
| 森林整備活性化資金 | 据置期間 | 20年 |
| | 償還期間 | 30年（据置期間含む） |
| | 利率 | 無利子 |

② 事業実施期間 平成16～67年度

32 造林推進事業

【森林整備グループ】

(1) 目的

森林整備法人等公的主体による分取林整備を促進することにより、放置森林の適正な整備と山村地域の振興等を図るとともに、森林整備コストの低減を進める。

(2) 事業内容

ア 林業基盤整備資金利子助成事業

森林整備法人等が農林漁業金融公庫から森林整備活性化資金の融資を受ける際に併せて貸し付けされる林業基盤整備資金（造林）に対して利子助成を行う。

(3) 事業実施期間 平成6～46年度

33 造林種苗確保事業

【森林整備グループ】

(1) 目的

森林整備の推進に必要な優良種苗を供給するため、採種園採穂園の保育管理を図り、産地系統の明らかな種子及び挿し木苗原苗を供給するとともに、県内苗木の需給調整及び苗木生産事業者への指導等を実施する。

また、地域に応じた生産性の高い優良品種や需要に応じた優良品種を創出するため、次代検定林等の調査やマツノザイセンチュウ抵抗性候補木及び有用広葉樹の育成を図る。

(2) 事業内容

ア 採種園採穂園管理事業

優良種苗を長期的かつ安定的に生産するため、採種園採穂園の保育管理及び体質改善を実施する。

イ 精英樹クローン養成事業

採種園から穂木を採取して挿し木苗原苗（クローン）の養成を図り、優良種苗の確保と育種苗の普及に努める。

- ウ 気象害等抵抗性次代検定林事業
 精英樹クローン及び気象害抵抗性クローンの遺伝的特性を検定するとともに、地域環境に対する抵抗性を明らかにする。
- エ 育種実証試験植林設定事業
 次代検定林事業で検定したクローンを県内各地に試植し、育種効果を実証することにより育種苗の普及定着を図る。
- オ マツノザイセンチュウ抵抗性育種事業
 アカマツやクロマツが森林・林業上重要な位置を占める本県においてマツノザイセンチュウに対する抵抗性品種の育成を図る。
- カ 種子採取事業
 指定母樹林から種子を採取し、苗木生産事業者に供給するとともに、一部凶作に備え貯蔵する。
- キ 生産事業者講習会
 造林者に配布する目的をもって、苗木生産事業を行う者を対象に講習会を開催し、生産事業者の登録事務を行う。
- ケ 樹苗養成振興事業
 福島県農林種苗農業協同組合が行う、優良種苗生産調査・系統事業促進調査・苗畑近代化促進等の山林種苗の生産指導、系統出荷、苗畑近代化促進に係る組員指導経費の一部を助成する。

34 うつくしま山林再生モデル事業 【森林整備グループ】

- (1) 目的
 「里山林」は集落周辺にあって、薪炭材や肥料となる落ち葉、建築木材など、生活に密着した資材を継続的に供給するとともに、多様な生物相を育んできた森林である。また、里山林は地域ごとに構成や利用に特色があり、独自の景観や文化を形成してきた。
- しかし、社会経済情勢の変化等により、管理されない森林が増加し荒廃が進行している状況にある。このため、地域住民による新たな「里山林」創造のための再生プランの作成や、里山林の整備に必要な費用を支援することにより、「里山林」のモデルを造成する。
- (2) 事業内容
- | | | |
|---|----------------|-----------------------------|
| ア | 里山林全体の再生プランの作成 | 対象地区の現況調査、森林所有者の動向調査、プランの作成 |
| イ | 集落周辺における里山林の整備 | 広葉樹林の抜き伐り・植栽、針葉樹林の間伐・択伐等 |
| ウ | 施設の整備 | 表示板・林内歩道等簡易な施設の整備 |
- (3) 事業主体 森林所有者の組織する団体等
- (4) 補助額 1 地区当たり全体補助額700千円（平成16年度300千円）
- (5) 事業実施期間 1 地区2カ年間

35 緊急雇用創出基金事業 【森林整備グループ】

- (1) 目的
 県営林の長期にわたる公益的機能の発揮を図るとともに、モデルとしての森林経営の展示効果を高めるため、幹線道等に面した林縁、表示板、標柱回りの刈払い及び作業道の刈払い整備など、環境景観に配慮した県営林の整備を実施する。
- (2) 事業内容
- | | |
|----------------|---------|
| 林縁、作業道等整備（刈払い） | 76,96ha |
| 作業道補修 | 1,944㎡ |
- (3) 事業実施期間 平成16年度

36 森林病虫害等防除事業 【森林整備グループ】

- (1) 目的
 森林に対する病害虫等の加害、とりわけ松くい虫による森林の異常な被害に対し、森林資源の保護と森林の有する機能の確保を図るため、被害木の伐倒駆除や薬剤による予防措置の実施及び他の樹種への転換など、効果的な防除対策を総合的に推進する。
- また、ナラ類を集団枯損させるカシノナガキイムシ被害についても、森林資源の保護と森林の有する機能の確保を図るため、薬剤による駆除等の防除対策を推進する。
- (2) 事業内容
- ア 松くい虫防除事業
- ① 薬剤防除
 航空機・動力噴霧器等を利用して薬剤を散布し、松くい虫被害を予防する。
 - ② 伐倒駆除
 被害木を伐倒後、薬剤の散布や焼却により材内のカミキリムシを殺虫し、松くい虫被害の拡大を防ぐ。
 - ③ 松林健全化事業
 樹幹注入剤により松くい虫被害を予防する。また、感染源となるおそれのある松林の伐採・整理を行う生立木除去を実施する。
 - ④ 被害防止対策
 特別防除を行う松林周辺での危被害を防止する。
 - ⑤ 気中濃度測定調査
 航空機を利用して行う薬剤防除が自然環境及び生活環境に及ぼす影響について調査する。
- イ 森林病虫害防除事業
 カシノナガキイムシによる被害の拡大を防ぐため、薬剤による防除等を実施する。
- (3) 事業主体 市町村（①～④）、森林組合（①、②）、松林の所有者及び管理者（①、②）

37 森林災害対策事業 【森林整備グループ】

- (1) 目的
 森林における保険加入を促進することにより、火災、気象災等による損害についててん補を行い、その跡地の復旧を容易にして森林が持つ機能の維持増進に努めるとともに、併せて林業経営の安定を図る。
- (2) 事業内容
- ア 森林国営保険制度への加入推進
 国営保険の加入拡大のため、広告による森林国営保険制度の普及宣伝と加入の勧誘を行う。
- イ 保険事故の損害てん補調査
 保険事故の発生した罹災地でのてん補調査を行う。
- ウ 山火事予防対策の推進
 山火事予防のため協議会への補助と火災発生時の対策を講じる。
- エ 保険契約事務の効率化
 事務の効率化のため、森林国営保険の契約の引受、維持管理事務を委託する。

38 林野火災予防対策事業 【森林整備グループ】

- (1) 目的
 林野火災を予防するためマスメディアを通して広報を行うとともに、林野火災が多発するおそれのある地域に予防資機材等の配備を行い、林野火災の防止及び被害の軽減を図る。

(2) 事業内容

- ア 予防資機材の配備
林野火災に対する予防啓発を図る標板を設置する。
- イ 初期消火用機材の配備
林野火災発生時の初期消火活動に使用する機材を貸し付ける。
- ウ 広域啓発
テレビ・ラジオ等を通じて県民に林野火災の予防啓発を行う。

39 簡易林道整備事業

【森林整備グループ】

(1) 目的

県土保全や水資源のかん養等、公益的機能が高度に発揮できるような健全な森林整備を図るため、間伐の推進と間伐材の利用促進を図るため、林内路網による基盤整備を行う。

(2) 事業内容

間伐の推進と間伐材の利用促進の基盤整備として林内路網を整備し、間伐の低コスト化を図る。

(3) 事業主体 市町村

(4) 補助率 61/100以内

(5) 事業実施期間 平成15～16年度

40 間伐材搬出利用支援事業

【県産材特産グループ】

(1) 目的

県土保全や水資源のかん養等、公益的機能が高度に発揮できるような健全な森林整備を図るため、間伐の推進と間伐材の利用促進に取組み、搬出経費等の助成を行う。

(2) 事業内容

間伐材の搬出等に係る経費の一部を補助して、間伐材の利用拡大と森林所有者の間伐意欲の喚起を図る。

(3) 事業主体 森林組合

(4) 補助金 定額 1,300円/㎡

(5) 事業量 13,300㎡

(6) 事業実施期間 平成13～17年度

41 木の香る環境整備促進事業

【県産材特産グループ】

木とふれあう学舎づくり推進事業

(1) 目的

環境への負荷の少ない循環型社会の構築に向け、再生産が可能な森林・木材資源の循環利用を図るため、間伐材等木材の利用を促進する。

(2) 事業内容

環境調和型の素材である間伐材等の木材の利用を促進するため、小中学校等に導入する児童・生徒用の机・椅子の経費に対する助成を行う。

(3) 事業主体 市町村、学校法人

(4) 補助金 定額 7,500円/セット

(5) 事業量 机・椅子 1,700セット

(6) 事業実施期間 平成15～17年度

42 木材利用推進事業

【県産材特産グループ】

(1) 目的

県産木材の需要拡大と安定した流通を図るため、乾燥処理を施したブランド材など消費需要に適合した製品を安

定的に供給できる体制を整備するとともに、木材の需要実態等の情報把握と提供、消費者に対する普及活動を総合的に実施する。

(2) 事業内容

ア ウッドルネッサンス啓発推進事業

(ア) 木材利用推進活動等

木材製品の情報発信や利用情報の提供を行う。

(イ) 展示会の開催

県産木材の需要拡大を図るため、木材、木製品、木造住宅の良さと木を使うことの意義を消費者にPRするための展示会を開催する。

(ウ) 親子木工教室・木工工作コンクールの開催

木材への理解を深めるため、親と子の木工教室や小・中学生を対象とした木工工作コンクールを開催し、子供の頃から木に親しむ習慣・環境の整備を図る。

(3) 事業実施期間 平成12～16年度

43 木材産業活性化事業

【県産材特産グループ】

(1) 目的

木材産業の健全な発展と振興を図るため、業者登録による実態把握を行うとともに、木材、木製品生産の効率化、合理化を促進する。

(2) 事業内容

ア 木材業者等登録事務

県木材業者等登録条例に基づく業者登録を行う。

イ 木材産業体質強化促進対策事業

(ア) 地域材供給体制指導

木材関係事業者に対する経営指導、現地調査のほか木材の乾燥徹底や新技術導入のための情報誌の発行等を行う。

(3) 事業実施期間 平成12～16年度

44 木材安定供給事業

【県産材特産グループ】

(1) 目的

森林所有者から木材関連業者、大工・工務店までの連携を促進して、生産流通の効率化を図り、県産木材の安定供給体制の整備を図る。

(2) 事業内容

ア 地域住宅資材利用促進事業

木材関連業者、設計者、大工・工務店等が連携した県産木材の家づくりを促進する。

イ ふくしま県産木材供給システム整備事業

県産木材の地産地消を推進するため、新たな木材供給システムの推進組織の体制強化と地域間の連携を図る。

(3) 事業実施期間 平成9～17年度

45 「とってお木」利用推進事業

【県産材特産グループ】

(1) 目的

木材需要の大宗を占める住宅分野における県産木材の利用促進を図るため、品質・性能の優れた良質な製材品である県産ブランド材「とってお木」を提供するとともに、当該住宅の展示活動を通して、県民に広く県産木材の品質・性能をPRすることにより、県産木材の消費拡大を図り木材産業の振興に寄与する。

(2) 事業内容

次の要件を満たす住宅を建築する場合、一棟当たり柱材100本分に相当する県産ブランド材「とってお木」を提

供する。

ア 木造住宅で、県産ブランド材「とってお木」を建築に要する木材全体の60%以上使用すること。

イ 県内に自ら居住するために建築・取得する新設住宅であること。

ウ 県内に本社を置く大工・工務店により施工されること。

エ 公開展示活動に当該住宅を提供すること。

(3) 事業主体 福島県ブランド材推進協議会

(4) 補助金 2,250千円(補助率 県1/2)

(5) 事業費 4,500千円(15棟分)

(6) 事業実施期間 平成16～18年度

46 特用林産振興対策事業

【県産材特産グループ】

(1) 目的

森林資源が豊かであり大消費地である首都圏に近いという、他県に比べ有利な条件を背景とし、消費者との連携、安全・安心に留意しつつ、「福島県特用林産振興基本計画」に基づき、きのこ類、桐、漆、木炭等の特用林産物の振興と、それを通じた中山間地域の振興を積極的に推進する。

(2) 事業内容

ア 特用林産産地振興推進等事業

・「福島県特用林産振興基本計画」を推進し、特用林産の振興を図るため、特用林産振興協議会の開催、生産・流通動態の調査を実施する。

・福島県が開発した新品種の普及を図るため、なめこ新品種の福島N1号、福島N2号の愛称を公募する。

イ しいたけ生産体制整備緊急対策事業

・国際競争力のある、しいたけ産業構造への転換を図るため、「福島県しいたけ産地構造改革計画」に沿った生産施設の整備について、その経費を補助する。

・実施期間 平成14～16年度

ウ うつくしま炭の里づくり推進事業

・炭のPR・需要拡大を図るため、「うつくしま炭セミナー」を開催するとともに、生産者と消費者の意見交換会及び生産者情報交換会を開催する。

・生産者の育成を図るため、研修用の炭窯の設置、研修会の開催について、その経費を補助する。

エ しいたけ生産体制強化促進対策事業

・しいたけを始めとする県産きのこ類のPR・需要拡大を図るため、情報の提供や植菌体験教室の開催について、その経費を補助する。

・県産きのこの生産・流通体制を強化するため、研修会の開催の経費を補助する。

オ 文化財の維持等に必要の特用林産物供給事業

・伝統工芸品の原材料である桐・漆の安定的な供給と需要拡大を図るため、樹林の造成・保育、漆掻き講習会の開催、会津桐のPR等について、その経費を補助する。

カ 安全・安心な県産きのこ供給推進事業

・県産きのこにおける栽培履歴の記載法、きのこの原材料における安全性の確保等を検討するため、安全・安心な県産きのこ供給推進協議会を開催する。

47 (財)福島県きのこ振興センター運営事業

【県産材特産グループ】

(1) 目的

菌茸類研究・指導の中核的機関である(財)福島県きのこ振興センターに対する業務委託等により、本県きのこ生産の振興を図るために必要な事業を推進する。

(2) 事業内容

国際競争力のある産地づくりへの転換を誘導する指導を最重点とし、本県きのこ産業の振興を図るため、(財)福

島県きのこ振興センターに情報収集提供・高度栽培技術指導・栽培技術の実証検定・原種菌保存等の業務を委託する。また、円滑な事業運営を推進するため運営費を補助する。

48 林業構造改善事業

【県産材特産グループ】

(1) 目的

地域における林業の持続的かつ健全な発展と、需要構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を図るため、林業経営や森林施業の担い手の育成、木材の供給体制整備、地域資源を利用する事業等を総合的かつ有機的に実施する。

(2) 事業内容

ア 林業経営構造対策

望ましい林業構造を実現することを目的として、路網整備や高性能林業機械をはじめ林業の生産性の向上に資する施設などを整備し、持続的な林業生産活動を推進する。

イ 木材産業構造改革事業

競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的として、大規模木材加工流通施設の整備等による林産物の加工・流通についてのコストの低減等、木材産業の構造改革を推進する。

(3) 事業主体 市町村、森林組合、林業者等の組織する団体等

(4) 補助率 44%～66%

(5) 補助金 (ア+イ) 294,520千円(うち国庫 243,220千円)

(6) 事業実施期間 平成14～18年度

49 流域林業活性化推進事業

【県産材特産グループ】

(1) 目的

「流域」を単位として民有林・国有林を一体とした森林整備・林業事業体の育成加工流通体制等の整備を図るために、森林組合、林業経営者、林業事業体、木材加工・流通事業体、地方公共団体、森林管理署等を構成員とした「流域林業活性化協議会」を組織し、流域における林業活性化のための「流域林業活性化基本方針」及び「流域林業活性化実施計画書」を策定している。これらの計画の具現化を図るため、流域森林・林業活性化促進対策事業の実施により、木材の安定供給確保による生産・流通・加工体制の整備に加え、下流域住民との連携と森林整備の実行体制を強化するとともに実施計画の見直しを図る。

(2) 事業内容

ア 森林資源管理特定課題タスクフォース活動事業

流域林業活性化センターにおいて、主導的な役割を果たす事業者等が連携して、具体的対処方針の協議、森林所有者その他関係者への情報提供、自らの事業活動を通じた働きかけ等を推進し、流域を単位とした資源管理の高度化を図る。

また、流域林業活性化実施計画のフォローアップを行うとともに、目標数値等の見直しを実施する。

(3) 事業主体 流域林業活性化センター

(4) 補助率 3/4以内

(5) 補助金 10,800千円(うち国庫 7,200千円)

(6) 事業実施期間 平成16～19年度

50 木質バイオマス利用推進事業

【県産材特産グループ】

(1) 目的

木質バイオマスに対する意識の高揚や資源の有効利用を図るため、木質バイオマス利用推進PR活動等を実施するとともに、木質バイオマスを熱源として利用する施設整備を支援する。

(2) 事業内容

ア 木質バイオマス利用推進事業

木質バイオマスの有効な利用を促進するため、ペレットストーブの燃焼試験モニターを公募するとともに、利用推進PR活動等を実施する。

イ 木質バイオマスエネルギー利用促進事業

公共施設等において、木質バイオマスを燃料として利用する施設（木質資源利用ボイラー）整備に対して助成する。

(3) 事業主体 (イ) 市町村

(4) 補助率 (イ) 1/2以内

(5) 補助金 (イ) 7,245千円（うち国庫 7,245千円）

(6) 事業実施期間 平成16～18年度

51 一般林道事業（公共）

【林道整備グループ】

(1) 森林管理道整備事業

ア 目的

森林の有する多面的な機能を高度に発揮させるため、地域ニーズ等や自然条件に応じて、重視すべき機能区分に応じた森林の適正な整備及び保全を図るとともに、効率的かつ安定的な林業経営の確立、森林の総合利用の推進、山村の生活環境の改善、地域産業の振興にも資する林道の整備を実施する。

イ 事業内容

森林整備に不可欠な基盤施設としての林道の開設であり、利用区域内森林面積が50ha以上（過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の過疎地域、中山間地域山村総合整備対策事業実施要綱第2条の特定市町村及び準特定市町村、水源地対策特別措置法に基づく水源地域（以下「特定地域」という）は30ha以上）の路線を整備する。

| 区分 | 路線数 | 予算額 | 摘要 |
|--------|-----|-----------|-----------------|
| 県営事業 | 5 | 409,602千円 | 鹿島町 飯館村 榎窪大倉線ほか |
| 団体営事業※ | 14 | 468,228千円 | 山都町 上藤沢廻戸線ほか |

※ 事業主体は市町村等である。

(2) 森林居住環境整備事業

ア 目的

森林の有する多面的機能の維持増進を図るためには、森林整備を支える林業就労者の多くが居住する山村地域を活性化するとともに、広く県民の森林と森林整備の重要性に対する理解を醸成しつつ、森林整備の基盤づくりを行うことが必要であることから、山村と都市の共生・交流を図り、緑豊かな森林に囲まれた快適な居住環境（フォレスト・コミュニティ）を広く創設するための、居住地周辺の森林、山村地域の定住基盤、森林整備の基盤となり生活環境の改善にも資する総合的な整備を実施する。

イ 事業内容

(ア) 森林活用基盤整備 森林基幹道（県営）

広域な森林の整備に資するとともに、生活環境の改善等にも資する骨格的な林道（森林基幹道）の開設及び改良であり、利用区域森林面積が1,000ha以上（奥地林業活性化林道整備対策事業、流域ネットワーク林道整備事業及び防火林道整備事業は500ha以上）の路線を整備する。

(イ) 居住地森林環境整備 森林管理道（県営・団体営）

森林整備に不可欠な基盤施設としての林道の開設又は改良であり、利用区域内森林面積が50ha以上（特定地域は30ha以上）の路線を整備する。

(ウ) 居住環境基盤整備 集落林道、用排水施設等（団体営）

林道の開設、改良のほか、集落等を連絡する集落林道、林業経営や林業集落のための用排水施設の整備、ま

た地域林業及び山村の活性化に必要な公共用地を造成するほか、森林資源を活用した森林公園等を整備する。

| 区分 | 地区数 | 予算額 | 摘要 |
|--------|-----|-------------|------------|
| 県営事業 | 10 | 1,044,000千円 | 川俣町 花塚地区ほか |
| 団体営事業※ | 5 | 734,550千円 | 金山町 金山地区ほか |

* 「会津大川流域地区」では県営・団体営とも実施する。

※ 事業主体は市町村等である。

(3) 林道改良事業

ア 目的

近年の車両の大型化、重量化に伴い開設時の構造・規格では対応できなくなった既設林道について、輸送能力の向上と安全性確保を図るとともに、自然環境の保全などの社会的要請に対応するよう局部的構造の改良を実施する。

イ 事業内容（団体営）

緊急に整備を必要とする路線の局部改良、法面の保全工事を実施するもので、利用区域森林面積が幹線林道は500ha以上（振興山村地域又は過疎地域は200ha以上）、その他の林道は上記未済500ha以上（過疎地域は30ha以上）の路線を改良する。

事業主体は市町村等である。

| 区分 | 路線数 | 予算額 | 摘要 |
|-----|-----|----------|------------|
| 幹線 | 1 | 10,324千円 | 郡山市 三河小田川線 |
| その他 | 2 | 17,680 | いわき市 鮫川線ほか |
| 計 | 3 | 28,004 | |

(4) 林道舗装事業

ア 目的

林道の機能向上を図り、農山村地域の生活環境の改善、林業従事者の就業環境の改善及び林道の維持管理費の軽減等に資するため既設林道の舗装を実施する。

イ 事業内容（団体営）

人家（500mに10戸または250mに5戸以上）・通行量の多い区間および通行安全に必要な路線を舗装する。利用区域森林面積が幹線林道は500ha以上（振興山村地域又は過疎地域は200ha以上）、その他の林道は上記利用区域森林面積未済の路線を舗装する。

事業主体は市町村等である。

| 区分 | 路線数 | 予算額 | 摘要 |
|-----|-----|----------|------------|
| 幹線 | 2 | 50,463千円 | 三島町 大林線ほか |
| その他 | 7 | 74,365 | 福島市 笹森山線ほか |
| 計 | 9 | 124,828 | |

(5) 間伐等森林整備促進対策事業

ア 目的

健全で多面的な機能を発揮する森林の育成に必要な間伐等の森林整備を促進するため、林業機械作業体系を確立し、効率的かつ効果的な林業経営に資するための基盤となる林内路網を整備する。

- イ 事業内容（団体営）
 利用区域面積30ha以上の林道の開設・改良・舗装。
 事業主体は市町村等である。

| 区 分 | 路 線 数 | 予 算 額 | 摘 要 |
|-------------|-------|----------|----------|
| 間伐等森林整備促進対策 | 1 | 16,636千円 | 福島市 佐原2線 |

52 県単林道事業（公共） 【林道整備グループ】

(1) 県単林道事業

- ア 目 的
 事業規模等の関係から公共事業の採択は困難であるが、森林の多面的機能を高度に発揮させるとともに山村地域の生活環境の改善等に資するための基盤となる林道の開設、改良、舗装、及び自然公園等に近接する林道の機能向上を図る。

- イ 事業内容（団体営）
 事業主体は市町村等である。

| 区 分 | 路 線 数 | 予 算 額 | 摘 要 |
|---------|-------|----------|------------|
| 県 単 林 道 | 5 | 27,980千円 | 天栄村 京谷原線ほか |

(2) 県単林道調査事業

- ア 目 的
 林道事業の計画的な実施を図るため、用地対策及び林道開設の緊急性・事業効果に係る調査を主目的とした林道計画基本調査を実施する。

- イ 事業内容（団体営）
 事業主体は市町村等である。

| 区 分 | 延 長 | 予 算 額 | 摘 要 |
|-----------------|-------|---------|-----|
| 林 道 計 画 基 本 調 査 | 2.5km | 1,476千円 | |

(3) ふるさと林道緊急整備事業

- ア 目 的
 山村地域の振興と定住環境改善に資するため、地域が緊急に対応しなければならない課題に応じて早急に行う必要がある林道の整備について、自然環境の保全に配慮し、平成15年度から19年度の5ヶ年間に起債等の財政支援助措置を受けて実施する。

- イ 事業内容（県営）
 地域森林計画に登載され、林道規程に定める自動車道1級の構造を有し、全体事業費が1億円以上で、利用区域森林面積が500ha以上（過疎地域、振興山村地域は200ha以上、ただし、利用区域森林面積が500ha未満であっても山村地域の振興と定住環境改善に大きな効果を発揮する路線）の路線の開設、改良、舗装を実施する。

| 区 分 | 路 線 数 | 予 算 額 | 摘 要 |
|------------|-------|-------------|------------|
| ふるさと林道緊急整備 | 20 | 2,226,000千円 | 霊山町 大霊山線ほか |

- ウ 事業実施期間 平成15～19年度

53 林道災害復旧事業（公共） 【林道整備グループ】

- (1) 目 的
 林道施設災害の早期復旧を図り、林業経営の安定と山村地域住民の生計維持に資することを目的とする。
- (2) 事業内容（団体営）
 事業主体は市町村等である。

| 区 分 | 箇 所 数 | 予 算 額 | 摘 要 |
|--------|-------|-----------|-----|
| 16 年 災 | — | 215,660千円 | 存目 |

54 大規模林業圏開発事業 【林道整備グループ】

- (1) 目 的
 豊富な森林資源を有する会津地域において、水土の保全や快適な生活環境の維持、木材の生産など森林の持つ多様な機能を最高度に発揮させるとともに、広域的な交通ネットワークを形づくることにより、総合的な地域経済の振興を図ることを目的として、大規模林業圏開発林道事業を実施する。

(2) 事業内容

- ア 大規模林業圏開発林道推進事業
 本事業の推進を積極的に図るための一般経費である。
- イ 大規模林業圏開発林道機構委託金事業
 独立行政法人緑資源機構との委託に基づき実施する。
 林道用地を取得するに当たり、事業計画の説明、測量立会、工事説明及び用地取得計画の事務指導を行う。
 (用地取得計画) 柳津町 1.0km
 田島町 0.7km
 下郷町 0.6km 合計 2.3km
- ウ 大規模林業圏開発林道国庫委託金事業
 国との委託に基づき実施する。
 大規模林業圏開発林道の整備の見直しによる新たな路網整備に対応するため、圏内の先進地域における事例調査を基に、地形条件等に応じた大規模林業圏開発林道の標準的な線形等の類型化等を行い、林内路網のより効率的・効果的な整備に役立てる。
- エ 大規模林業圏開発林道事業費負担金（公共）
 独立行政法人緑資源機構法第23条に基づき、平成15年度までに要した事業費の一部を負担金として支払う。
 なお、支払方法は据置期間（5年間）を除く21年元利均等半年賦償還である。
 (支払対象区間)
 飯豊・檜枝岐線： 一の木区間、山都区間、会津坂下・新鶴区間、新鶴・柳津区間、田島・館岩区間及び館岩・檜枝岐区間
 米沢・下郷線： 会津若松区間

55 山地治山事業 【治山対策グループ】

- (1) 復旧治山事業
 ア 目 的
 山地における自然現象等によって発生した崩壊地、はげ山、荒廃溪流等で流域保全及び民政安定上重要な箇所を復旧整備する。

イ 事業内容

| 事業費 | 摘 要 |
|-------------|-------------|
| 1,152,950千円 | 霊山町 南本作地区ほか |

(2) 予防治山事業

ア 目的

自然現象等に起因する山地崩壊の可能性が濃厚な地域又は山地災害危険地で、下流に被害を与えるおそれがあり、流域保全及び民生安定上重要な箇所の崩壊等を未然に防止する。

イ 事業内容

| 事業費 | 摘 要 |
|-----------|-------------|
| 805,603千円 | 川俣町 桐作山地区ほか |

(3) 治山施設修繕事業

ア 目的

治山事業に係る施設のうち、修繕を行うことにより相当の機能回復が期待できる治山ダム、護岸、土留及び集排水施設等の修繕を行う。

イ 事業内容

| 事業費 | 摘 要 |
|----------|------------|
| 69,330千円 | 相馬市昼小屋地区ほか |

56 防災対策総合治山事業

【治山対策グループ】

(1) 目的

荒廃地等が存在する一定区域の山地、流域について、山地災害を未然に防止するため、治山ダム、水路工などの治山施設や本数調整伐等森林整備を概ね3年間で総合的に実施する。

(2) 事業内容

| 事業費 | 摘 要 |
|-----------|------------|
| 839,512千円 | 大信村 夏井地区ほか |

57 水源地域整備事業

【治山対策グループ】

(1) 目的

水資源の確保上重要なダム等の上流水源地域において、森林の水源かん養機能を高度に発揮させ、併せて国土保全のため、荒廃地等における水土保全施設の整備や本数調整伐等森林整備を総合的に実施する。

(2) 事業内容

| 事業費 | 摘 要 |
|-----------|----------------|
| 215,090千円 | 熱塩加納村 野辺沢山地区ほか |

58 防災林造成事業

【治山対策グループ】

(1) 目的

なだれ、潮害、風害等の自然災害や火災からの被害を軽減・防止するための森林造成や、海岸保安林保全のための侵食防止工事等を実施する。

(2) 事業内容

| 事業費 | 摘 要 |
|-----------|--------------|
| 278,308千円 | 檜枝岐村 駒ヶ岳地区ほか |

59 保安林整備事業

【治山対策グループ】

(1) 目的

災害等により荒廃した保安林の改良や治山事業施行地の保育管理、整備を行うことにより、保安林の水土保全機能をはじめとする多様な公益的機能を高度に発揮させる。

(2) 事業内容

| 区 分 | 事業費 | 摘 要 |
|-------------|-----------|---------------|
| 保安林改良 | 292,409千円 | 郡山市 曾根ノ木堂地区ほか |
| 複層林型保安林整備推進 | 3,570 | 船引町 弘川地区 |
| 保 育 | 214,075 | 会津若松市 御山地区ほか |
| 計 | 510,054 | |

60 環境保全保安林整備事業

【治山対策グループ】

(1) 目的

市街地等周辺あるいは自然環境の優れた地域における森林について、防災機能と併せ、生活環境の保全、生態系等自然環境を保全しながら保安林の公益的機能を高度に発揮させるための整備を行う。

(2) 事業内容

| 区 分 | 事業費 | 摘 要 |
|-----------|----------|-------------|
| 生活環境保全林整備 | 69,878千円 | 須賀川市 大栗地区 |
| 自然環境保全治山 | 12,991 | 北塩原村 大府平原地区 |
| 環境防災林整備 | 16,704 | 古殿町 林ノ入地区ほか |
| 計 | 99,573 | |

61 地すべり防止事業

【治山対策グループ】

(1) 目的

地すべり防止区域内において地すべり対策工を実施し、地すべりによる被害を軽減・防止する。

(2) 事業内容

| 事業費 | 摘 要 |
|-----------|---------------|
| 300,063千円 | 熱塩加納村 板ノ沢地区ほか |

62 災害関連緊急治山事業

【治山対策グループ】

(1) 目的

災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地等につき、再度災害を防止するため当該発生年に緊急に復旧整備を図る保安施設事業

(2) 事業内容

| 区 分 | 事業費 | 摘 要 |
|----------|----------|---|
| 災害関連緊急治山 | 52,072千円 | 土砂崩壊流出及び地すべり等の被害を災害発生年度内に緊急復旧する。 |
| 林地崩壊対策 | 15,659 | 上記より小規模な災害について、国が県に補助を行い市町村が実施する。 |
| 治山災害調査 | 6,086 | 災害関連緊急治山事業の事業採択に向け円滑な対応をすするため、測量等業務を委託する。 |
| 計 | 73,817 | |

63 治山災害復旧事業

【治山対策グループ】

(1) 目的

平成16年度に発生が予想される災害を復旧することを目的とする。

(2) 事業内容

| 区 分 | 事業費 | 摘 要 |
|--------------|----------|-----|
| 林地荒廃防止施設災害復旧 | 59,000千円 | |

64 県単治山事業

【治山対策グループ】

(1) 目的

公共事業で採択されない荒廃地の復旧と治山施設・保安林の管理あるいは治山計画調査を行う。

(2) 事業内容

| 区 分 | 事業費 | 摘 要 |
|-------------|----------|---|
| 治山施設事業 | 28,214千円 | (県営) 飯館村 前栗地区ほか (補助) 埴町 高柴地区ほか |
| 治山施設管理事業 | 9,247 | 天栄村 清水山地区ほか |
| 保安林整備事業 | 3,082 | いわき市 須賀向地区ほか |
| 治山調査事業 | 6,872 | 地すべり防止区域等を指定するための調査の実施、及び |
| 治山計画作成調査 | (1,500) | 地すべり防止区域等の施設の機能点検と危険防止予知並びに治山事業を計画的に実施するための計画調査を行う。 |
| 治山施設等危険予知調査 | (5,372) | |
| 計 | 47,415 | |

65 森林保全管理事業

【治山対策グループ】

(1) 目的

水源のかん養・土砂流出防備など公益的機能を有する保安林等の森林状況や自然災害の発生状況、保安林標識の

設置状況等を的確に把握するため、森林保全巡視員を配置して森林パトロールを実施する。

(2) 事業内容

森林保全巡視員による森林パトロール事業及び森林保全巡視員の研修事業。

66 林地開発許可事務事業

【治山対策グループ】

(1) 目的

保安林以外の森林の土地の適正な利用を確保するため、森林法に基づく林地開発許可及び連絡調整事務を行う。

(2) 事業内容

林地開発に関する指導、許可申請等の内容審査、現地調査、履行状況調査、監督処分等を実施する。

67 森林審議会森林保全部会事業

【治山対策グループ】

(1) 目的

森林法に定める森林審議会の審議事項のうち、林地開発許可、保安林解除等の審議のために森林保全部会を運営する。

(2) 事業内容

会議の開催、委員研修に関する事務等。

68 保安林整備委託事業

【治山対策グループ】

(1) 目的

農林水産大臣が指定、解除の権限を有する重要流域の水源かん養保安林等について国からの委託により指定調査等を行う。また、国で実施する全国的な調査について県内の調査を実施する。

(2) 事業内容

ア 保安林指定・解除調査事業

保安林指定・解除のための現地調査及び内容審査、国への進達事務等

イ 保安林適正管理推進事業

(ア) 「森林吸収源保安林管理情報整備調査」事業

森林吸収源としての保安林の管理状況調査

(イ) 「特定保安林選定調査」事業

機能の低下した保安林を特定保安林に指定するための調査

ウ 保安林損失補償

農林水産大臣権限保安林の損失補償評価調査

69 保安林整備管理事業

【治山対策グループ】

(1) 目的

国有保安林を含む県内全ての保安林を適正に管理するための、伐採許可・台帳整備等、また、福島県知事が指定、解除の権限を有する重要流域以外の水源かん養保安林等の指定調査・損失補償等を行う。

(2) 事業内容

ア 保安林指定・解除調査事業

県知事権限の保安林指定・解除のための現地調査及び内容審査、登記事務等

イ 保安林適正管理推進事業

(ア) 保安林の指定実施要件変更調査、登記事務

(イ) 立木伐採・土地の形質変更等に関する現地調査、内容審査、許可事務、進行管理

(ウ) 保安林標識の設置、管理

(エ) 保安林の違反行為に関する指導、監督

ウ 保安林損失補償

福島県知事権限の保安林の損失補償評価調査及び報償事務

エ 保安林台帳整備

保安林の適正管理のための保安林台帳の整備を行うと共に、分筆を必要とする保安林の分筆測量を実施する。

オ 保安林施設整備

保健保安林において、保安林の保全・利用者の利便性の向上を目的とした施設整備を行う。

70 緊急雇用創出基金事業

【治山対策グループ】

(1) 目的

現下の厳しい雇用失業情勢に鑑み、国において、新たな緊急地域雇用特別交付金が基金事業として平成14年度に創設された。平成16年度においても、この基金を基に保安林整備・管理における独自の事業を実施し、公的部門における緊急かつ臨時的な雇用の創出を図る。

(2) 事業内容

ア 生活環境保全林等リフレッシュ事業

生活環境保全林など保健休養機能を有する保安林について、保健休養機能が十分発揮できるよう、散策やレクリエーションの障害となる枯損木の除去や刈り払い等の森林整備、安全柵や簡易施設の設置等を行う。

イ 海岸保安林健全化事業

海岸部の保安林（松林）について、樹勢の衰えた松林の回復・健全化を図るため、地表面の有機物をかき取り、倒木や不良木の除去等を行う。

ウ 保安林情報高度化事業

保安林について、国土調査の結果を反映させた保安林管理図を作成するとともに、保安林台帳、保安林台帳附属図の整備・保安林の現況を把握することにより保安林情報の高度化を図り保安林の整備・管理の基礎とする。